# 電波監理審議会(第1109回)議事録

1 日時

令和4年12月21日(水)15:00~16:04

2 場所

Web会議による開催

- 3 出席者(敬称略)
- (1) 電波監理審議会委員 日比野 隆司(会長)、笹瀬 巌(会長代理)、長田 三紀、林 秀弥、 矢嶋 雅子
- (2) 審理官 村上 聡、鹿島 秀樹
- (3) 総務省

(情報流通行政局)

小笠原 陽一(情報流通行政局長)、山碕 良志(大臣官房審議官)、 後白 一樹(外資規制審査官)

(総合通信基盤局)

豐嶋 基暢 (電波部長)、近藤 玲子 (総務課長)、 荻原 直彦 (電波政策課長)、荒木 智彦 (基幹通信室長)

(4) 事務局

松田 知明 (総合通信基盤局総務課課長補佐)(幹事) 宮澤 茂樹 (総合通信基盤局総務課課長補佐)(幹事)

## 4 目次

(1)	開	会······	1
(2)	諮問事項	〔(総合通信基盤局)	
	電波法施	行規則等の一部を改正する省令案 (9.7 G H z 帯汎用	型気
	象レーダ	一の導入に向けた制度整備)(諮問第29号)	1
(3)	報告事項	〔(総合通信基盤局)	
	令和5年	度電波の利用状況調査(第2号調査:各種無線システム	の調
	查)		··· 5
(4)	報告事項	〔(有効利用評価部会)	
	有効利用	評価部会の活動状況	1 1
(5)	諮問事項	〔(情報流通行政局)	
	日本放送	協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務	の実
	施基準の	変更の認可(諮問第30号)	1 4
(6)	閉	会	2 6

### 開会

○日比野会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き、感染防止策の徹底を図っていくこととされておりますことから、本日の12月期会議は、電波監理審議会決定第6項第5号のただし書きに基づいて、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項2件、報告事項2件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。 (総合通信基盤局職員入室)

# 諮問事項 (総合通信基盤局)

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (9.7 G H z 帯汎用型気象レーダーの導入に向けた制度整備)(諮問第29号)

- ○日比野会長 それでは議事を開始いたします。諮問第29号「電波法施行規 則等の一部を改正する省令案 (9.7GHz帯汎用型気象レーダーの導入に向 けた制度整備)」につきまして、荒木基幹通信室長から説明をお願いします。
- ○荒木基幹通信室長 基幹通信室長の荒木です。委員の皆様方には、日頃より 大変お世話になっております。ありがとうございます。

それでは、諮問第29号につきまして御説明を申し上げます。本件は、9.7 GHz帯汎用型気象レーダーの導入に向けた制度整備として、関係省令の一部 改正を行うものでございます。

まず、資料の2ページ目以降に沿いまして、諮問の概要、また、改正の概要 について御説明させていただきます。

資料、2ページ目を御覧ください。気象レーダーは、左下の図にありますとおり、上空に電波を発射して、その反射波から雨や雪の強さ、動きを観測するなどしておりまして、その観測結果を基にした気象予報、災害情報といったものを国民の皆様に広く提供することにより、国民生活の安心と安全に寄与しております。

これまでの気象レーダーは、半径数百キロメートル程度の広範囲の観測を目的として運用されてまいりました。一方で、近年、集中豪雨による河川の氾濫など、災害の激甚化に伴いまして、特定の地域の交通機関の安全確保であったり、特定の地域の危機回避対策など、広範囲ではなく、狭い範囲の支援に特化した気象情報等の重要性が増しております。そこで、狭い範囲、具体的には半径30キロメートル程度の範囲の観測を目的とする、小型かつ廉価な気象レーダーであります汎用型気象レーダーのニーズが高まっております。

既存の広範囲監視を目的とした気象レーダーと汎用型気象レーダーの関係は、右下の図のとおりとなります。汎用型気象レーダーは、既存の気象レーダーの観測を補完する目的で設置し、同一周波数を利用する既存の気象レーダーに対して有害な混信を与えないようにすることが求められます。これらの点を踏まえまして、平成29年10月より、情報通信審議会におきまして各種検討を進め、本年令和4年3月に9.7GHz帯汎用型気象レーダーの技術的条件について、一部答申を取りまとめました。今回、御審議いただく対象は、この答申を踏まえ、同システムの導入に必要となる技術基準等を定めるものでございます。

なお、情報通信審議会の検討過程におきまして、9.7GHz帯汎用型気象レ

ーダーと周波数を共用している他のシステムとの共用検討を行っておりますが、今回、追加させていただく諸元にて、混信等の影響なく共用可能との結論をいただいております。また、隣接しているチャンネルについても、既存の気象レーダーにおいて混信等なく共用できているため、これより出力の低い9.7GHz帯の汎用型気象レーダーにおいても、問題なく共用が可能と判断しております。実際には、今後、制度整備が実現し、個々の気象レーダーに係る許認可を行う際に混信がないことを確認してまいります。

続いて、資料の3ページを御覧ください。制度改正の概要について御説明させていただきます。

これまで気象レーダーは、気象庁、国土交通省など、特定の組織による運用が主であったため、無線設備規則ではなく、個別審査による免許をしてまいりましたが、9.7 G H z 帯汎用型気象レーダーにつきましては、複数の民間事業者による運用が見込まれ、また、数百に上る無線局の開設が計画されております。このように、気象レーダーの運用者の多様化、及び置局数の増加が見込まれている中で、気象レーダーに割り当てられた周波数を公平かつ効率的に運用する等の観点から、各気象レーダーが遵守すべき技術基準を明確化することで、増加する気象レーダーの適切な運用に資すると考えており、今回、9.7 G H z 帯汎用型気象レーダーの技術的条件として、無線設備規則に第49条の4の2の2という1条を新たに追加する等の改正をさせていただきたいと考えております。

主な改正点としましては、二重偏波気象レーダーに関する規定や、短パルス、 長パルスといった電波の型式に関する規定を追加することとしております。無 線設備規則第49条の4の2の2の条文案のうち、これらに対応する一部の号 を抜粋して、資料の右側に赤枠にて記載をしております。こうした改正により、 より多くの気象予報、災害情報が国民の皆様に広く提供され、国民生活の安全 により一層寄与することができると考えております。

資料4ページと5ページにつきましては、本諮問の対象ではございませんので、説明は省略いたしますが、関連する告示と電波法審査基準という訓令を併せて改正する予定としております。

最後に、資料の1ページにお戻りください。3番の施行期日にありますとおり、今回、答申をいただいた場合は、速やかに改正の手続を進め、遅くとも今年度内の公布を予定しており、施行は公布日と同日を予定しております。

また、4番の意見募集の結果にありますとおり、本件の諮問に当たりまして、 11月2日から12月1日までの間、意見募集を行った結果、個人お一方から 御意見をいただきました。いただきました御意見につきましては、本改正の趣 旨に影響のあるものではございませんでしたので、省令案等の修正は特段行っ ておりません。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○日比野会長 荒木室長、御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。お願い します。

○笹瀬代理 非常にいいシステムと思いますので、ぜひ、早期に実現させるようにお願いいたします。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでございましょう。

- ○長田委員 私も非常に期待できると思っておりますので、進めていただければと思います。
- ○日比野会長 林委員はいかがですか。
- ○林委員 ありがとうございます。結構な改正かと存じます。

以上です。

- ○日比野会長 矢嶋委員はいかがでしょう。
- ○矢嶋委員 昨今の気象情報の重要性に鑑みまして、今回の改正に賛成いたします。よろしくお願いいたします。
- ○日比野会長 ありがとうございます。

私も、近年増加傾向にある異常気象による災害への対応強化に向けて、既存の気象レーダーの観測を補完する目的として設置されるということですので、 当然ながら賛同いたします。今後も増加する気象リスクへの備えとして、予測 精度を向上させる取組を継続していただいて、国民生活の安心・安全の支えと なることを大いに期待したいと思います。

それでは、特段、御異論はないようでございますので、諮問第29号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。ありがとうございました。

○荒木基幹通信室長 ありがとうございました。

## 報告事項 (総合通信基盤局)

令和5年度電波の利用状況調査 (第2号調査:各種無線システムの調査)

- 〇日比野会長 それでは、続きまして、報告事項で、令和5年度電波の利用状 況調査(第2号調査:各種無線システムの調査)につきまして、荻原電波政策 課長から説明をお願いいたします。
- ○荻原電波政策課長 電波政策課長をしております荻原でございます。先生方には、いつも大変お世話になっております。

私からは、報告事項の令和5年度電波の利用状況調査の方針について、御説

明させていただきたいと思います。

資料の表紙をめくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。このスライドは何度か御説明させていただいておりますが、この図の中段にありますように、電波は実に様々な用途で使われているところでございます。その利用状況を毎年調査しているわけですが、令和5年度については、714MHz超の周波数の利用状況を調査するものでございます。

3ページ目を御覧ください。こちらも何度か御覧いただいておりますが、右側に714MHz超のシステムの例を挙げさせていただいております。携帯電話の他、Wi-Fiですとか、放送の素材伝送用ですとか、様々な用途で利用されている周波数帯ということになります。

4ページ目を御覧ください。上囲みの1つ目のポツを御覧いただきたいのですが、電波法に基づきまして、無線局の数、それから、無線通信の通信量など、 毎年の利用状況について調査をしているところでございます。

中段にPDCAサイクルがございます。調査を行って、その結果に基づいて 周波数再編アクションプランを毎年、策定いたしまして、必要があれば一番右 側にあります周波数割当計画を見直し、告示することを通じて、新しい電波利 用システムの導入につなげていくというものでございます。今年度からは、総 務省が実施する調査などを基に、電波監理審議会あるいは有効利用評価部会に おいて評価を行っていただくことになります。

5ページ目を御覧ください。調査の概要を示しております。携帯電話以外で、なおかつ公共業務用無線局を除いた各種無線システムの電波の利用状況調査でございます。こちらは、714MHz以下と714MHz超に分けて、毎年、交互に実施しております。令和5年度の調査対象は714MHz超の周波数を利用する無線局となっており、令和5年4月1日時点で開設している無線局が対象になります。

調査の方法ですが、中段に3つの箱がございます。一番左側の水色の箱が、PARTNER調査でございます。714MHz超の周波数を利用する全ての電波利用システムにつきまして、総務省が有しているデータベースから機械的にデータを抜き出しまして、無線局の数ですとか使われている電波の型式を調査するものでございます。

2つ目が真ん中の緑色の枠で、調査票調査ということでございます。周波数再編アクションプランにおいて対応が求められているシステムをピックアップいたしまして、その免許人の方から、運用時間や運用する区域、それから、今後の移行計画の有無などにつきまして、アンケートを用いて回答いただくという方式をとっております。この調査票調査ですけども、通常、システム単位で免許人の方に回答いただきますが、特に、その中でも新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用するシステムについては、重点調査対象システムと位置づけまして、システム単位ではなく無線局単位で、より詳細に回答いただいております。

そして、3つ目が右側のピンク色の枠で、電波の発射状況調査です。重点調査対象システムにつきましては、調査票調査の回答の裏づけとして、電波の発射状況を実際に測定しております。この重点調査対象とするシステムは、右下のほうに点線の枠がございますが、そこに書いてありますように、周波数の使用期限等の条件が定められているシステム、周波数再編アクションプランにおいて対応が求められているシステム、新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用するシステム、国際的動向その他の事情を考慮して周波数の再編に関する検討が必要なシステム、この4つの基準を総合的に勘案して選定をしております。

下段のほうに調査結果の作成という項目がございます。調査対象の電波利用 システムにつきましては、総合通信局の管轄区域ごと、また、周波数帯ごとに 取りまとめた調査結果と調査結果概要を作成します。

次に、6ページ目を御覧ください。令和5年度の重点調査の対象システムですが、今年度につきましては、電波法が改正されて制度が立ち上がりの時期であるということ、また、調査のためのシステム改修の準備がございまして、そちらの都合から、総務省におきまして2つのシステムをあらかじめ選定させていただいております。これについては、11月10日に開催されました有効利用評価部会で御相談をさしあげたものでございます。

令和6年度以降の調査につきましては、委員の皆様から早い段階で御意見を 伺って、それを踏まえた上でシステムの選定を行っていきたいと考えておりま す。本年度につきましては、制度の立上げのタイミングということで御理解の ほど、よろしくお願いいたします。

具体的には、令和5年度の重点調査対象システムですが、周波数再編アクションプランにおきまして、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて周波数共用などを検討するとされているものから、2つのシステムを選定してございます。1つ目は、御覧いただいている6ページ目に書いてあります26GHz帯のFWAとなります。こちらは、ケーブルの敷設が困難な場所の通信ですとか、イベント時の臨時通信回線などに利用されるものでございます。

続いて、7ページ目に2つ目のシステムとして、放送事業者の映像伝送で利用されている40 GHz 帯のF PUを挙げさせていただいております。

これらの2つのシステムについて、発射状況調査を含めて重点調査の準備を 進めてまいりたいと考えております。

8ページから10ページを御覧いただきたいのですが、こちらは調査票調査の対象システムの一覧となっております。数が多くなっておりますが、周波数再編アクションプランに何らかの取組が記載されているものを対象として、調査票による調査を行うこととしております。

最後に、11ページを御覧いただければと思います。今後の想定スケジュールをまとめております。

各種無線システムの調査ですが、一番下段の線表が714MHz超のシステムの調査になりまして、令和5年度の調査の線表になっています。本件につきましては、方針を本日報告させていただきましたので、その後、来年の4月1日を基準日としまして調査を進めていくということになります。

また、上の線表、上段の令和4年度の714MHz以下の調査がございますが、こちらにつきましては、現在、調査結果の取りまとめの段階に来ておりまして、令和5年3月に調査結果を電波監理審議会に御報告できるように準備を進めているところでございます。令和4年度の調査結果が確定する際には、714MHz以下について、次の調査、つまり令和6年度に実施する調査になるわけですが、その調査に向けて御意見をいただいて、それを調査の方針に反映していきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等、よろしくお願いいたします。 お願いいたします。

○笹瀬代理 笹瀬です。荻原課長、どうもありがとうございました。よく分かりました。今年度に関しては、そういうことで電波法が改正になったと理解いたしました。

それで、11ページの表の中に、電監審が黄色く記載されていますが、評価 部会が議論するスケジュールを記入していただくとより分かりやすいと思いま すけど、いかがでしょうか。

○荻原電波政策課長 御指摘ありがとうございます。部会のスケジュールを入れたほうがより分かりやすくなるというのは、御指摘のとおりでございますの

で、この部分は修正して今後使用してまいりたいと思います。

- ○笹瀬代理 どうもありがとうございました。よろしくお願いします。
- ○日比野会長 よろしいでしょうか。

それでは、長田委員はいかがですか。

○長田委員 ありがとうございます。この11ページのスケジュールを見ていても、非常にたゆまなく、ずっとこの調査と評価というのが続いていくということがよく分かりました。今、笹瀬先生もおっしゃいましたけれども、部会の皆さん、とても忙しく審議されているというのもよく分かりましたので、また、これから電監審に最終的に報告をいただいたときにきちんとコミットできるように勉強していかなきゃいけないなと思っています。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、林委員はいかがでございますか。

- ○林委員 ありがとうございます。私からは特にございません。
- ○日比野会長 あと、矢嶋委員はいかがでございましょうか。
- ○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。内容が大変よく分かりました。大 変な作業かと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○日比野会長 ありがとうございます。

日比野からひとつ質問ですけど、この周波数再編アクションプランで、同じく5G候補の周波数帯とされた2.6GHz帯、4.9GHz帯は、今回の重点調査対象になっていないということですが、一度に調査できる重点調査対象システムというのは2つぐらいなんでしょうか、あるいは別の理由があるのか教えていただければと思います。

○荻原電波政策課長 実際に現場で電波の発射状況を測定するという調査になりますので、全体の件数、規模、あとそれを実施するのに予算も必要ですので、

その確保状況、それらも勘案をして、今回はこの2つのシステムを選定しております。例えば、2.6 GHz帯ですと、衛星との共用などが、5 Gに割り当てる上では今後検討が必要になってきます。また、4.9 GHz帯ですと、FWAシステムは、多種多様な、多くの免許人の方々がシステムを運用していますので、実際に測定していくのは難しいのではないかと考えられます。それらの結果を踏まえて、今回この2つの26 GHz帯と40 GHz帯のシステムを選定したという経緯がございます。

○日比野会長 よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、本報告事項に関しましては終了したいと思います。荻原課長、ありがとうございました。

- ○荻原電波政策課長 どうもありがとうございました。
- ○日比野会長 続きまして、有効利用評価部会の報告に入りますので、出席されない職員の皆様は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局一部職員退室)

## 報告事項(有効利用評価部会)

有効利用評価部会の活動状況

- 〇日比野会長 それでは、議事を再開いたします。報告事項で「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、笹瀬部会長から説明のほうをお願いいたします。
- ○笹瀬代理 笹瀬です。よろしくお願いいたします。有効利用評価部会の活動 状況につきまして御報告させていただきます。資料を御覧ください。よろしく お願いします。

前回の11月21日の電波監理審議会以降、部会を4回開催いたしました。まず、11月21日開催の第5回会合及び翌日11月22日開催の第6回会合では、携帯電話・全国BWAに係る有効利用評価のうち、定性評価に関する免許人のヒアリングを行いました。11月21日には、楽天モバイル株式会社、KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社、それからUQコミュニケーションズ株式会社の3者に対して行いました。また、翌日の11月22日には、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、Wireless City Planning株式会社の三者に関しましてヒアリングを行いました。

定性評価に関しましては、複数の周波数帯を横断した総合的に勘案した評価を行うこととしておりまして、まず、インフラシェアリング、通信の安心・信頼性の確保、MVNOに対するサービス提供、携帯電話の上空利用やIoT利用などに関する取組に関しまして、免許人から説明を受けました。免許人からのヒアリングにつきましては、経営方針等に係る機微な情報を含んでいるということから、詳細にお伝えすることは控えたいと思いますが、林委員をはじめ、特別委員の先生方からたくさんの御質問をいただき、非常に活発な議論をしていただきました。また、事業者からも非常に御丁寧な説明をいただいておりまして、とても有益なものになったと思います。

11月29日開催の第7回会合と、12月6日開催の第8回の会合におきましては、免許人ヒアリングの結果を踏まえまして、評価に関する検討を行いました。

有効利用評価部会におきましては、引き続き、携帯電話及び全国BWAに係る評価の検討を進めていきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございました。

有効利用評価部会の部会長代理の林委員から何か補足の御説明はございます

でしょうか。

○林委員 ありがとうございます。恐れ入ります。

ただいま笹瀬部会長から御説明があったとおりですので、私から補足等ございません。ありがとうございます。

○日比野会長 よろしいですか。

それでは、ほかの委員の皆様から御質問等、お伺いしたいと思いますが、長 田委員はいかがでしょう。

○長田委員 ありがとうございます。

非常に日程も混んで、そしてヒアリングのときにも、皆さんとても適切な質問をされていて、この評価に非常に大きく期待をしております。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。

矢嶋委員はいかがでございましょうか。

- ○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も有効利用評価部会の幾つかに オブザーバーとして参加させていただきまして、その会合の中身の充実さとい うか、濃密さに非常に感銘を覚えました。なので、部会には全面的な信頼感を 持って、報告を待ちたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- ○日比野会長 ありがとうございます。

本当にタイトなスケジュールの中、大変内容の濃いディスカッション、意見 交換が行われたと聞いております。笹瀬部会長、林部会長代理、それから特別 委員の皆様も大変精力的に取り組んでいただいて、順調に進んでいるというこ とで、御尽力に本当に感謝を申し上げたいと思います。

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、本報告事項につきましても、終了したいと思います。ありがとう ございました。 以上で総合通信基盤局に関する議事を終了いたします。総合通信基盤局の職員の皆さんは、退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

#### 諮問事項(情報流通行政局)

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変 更の認可(諮問第30号)

○日比野会長 次に、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局 の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

#### (情報流通行政局職員入室)

- ○日比野会長 それでは、議事を再開します。諮問第30号「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可」につきまして、後白外資規制審査官から説明をお願いいたします。
- ○後白外資規制審査官 情報流通行政局放送政策課の後白でございます。諮問第30号について御説明いたします。

本件は、本年8月にNHKより認可申請があったものでございまして、外国の邦人向けの国際放送であります「NHKワールド・プレミアム」を外国の動画配信事業者への提供をするという内容で、NHKインターネット活用業務実施基準を変更するというものでございます。

まず、具体的な変更内容の御説明の前に、NHKインターネット活用業務実施基準の位置づけについて御説明申し上げます。資料、右肩4ページ目を御覧ください。放送法上、NHKのインターネット活用業務は任意業務でございまして、放送受信者から徴収された受信料で実施する場合の適切性を確保するた

め、その実施基準は総務大臣の認可を受けることとされてございます。NHK は認可を受けた実施基準に基づきまして、毎事業年度、具体的な実施計画を定 め、インターネット活用業務を実施しているものでございます。

次に、5ページ目を御覧ください。こちらでは「NHKワールド・プレミアム」の全体像について記載してございます。「NHKワールド・プレミアム」は、国内向けの番組から、ニュース、情報番組に加えまして、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ番組等を選択し、外国の邦人向けに編成された24時間の番組でございます。

「NHKワールド・プレミアム」の提供手段としましては、インテルサット 衛星を介しての直接受信、あるいは外国の放送事業者等を経由し、外国の邦人 に提供されています。加えてNHKのホームページでも、「NHK WORLD - JAPAN HP」ということで、一部提供されてございます。

また、業務の種別としましては、インテルサット衛星を通じての直接受信の無料で受信できる分と、あと、資料には明記してございませんけれども、外国放送事業者のうち、欧州と北米にございますNHKの関連会社、こちらが実施している衛星経由で無料で視聴できる放送が、放送法第20条第1項第5号に規定する必須業務という形になってございます。NHK関連会社ということでございますけれども、欧州地域ではNHKコスモメディア・ヨーロッパ、北米地域では、NHKコスモメディア・アメリカという2社ございまして、それぞれNHKグループとしまして、38.8%、39.9%の出資比率というふうになってございます。

他方、NHK関連会社以外の外国放送事業者経由のものは、放送法第20条第2項第4号に規定する任意業務ということでして、当該事業者のケーブルテレビ等を契約することによりまして、24時間分の放送を視聴できるというものでございます。このほか、「NHK WORLD-JAPAN HP」での提

供、これは一部の番組の無料での提供ということでございますが、こちらも任 意業務ということでございます。

御参考に、NHK関連会社を含めた外国の放送事業者経由での視聴実態について申し上げますと、放送事業者235社によりまして、世界の112の国・地域において提供されてございまして、受信可能世帯数は約2,300万世帯となっております。なお、この受信可能世帯数は、契約数ベースではございますけれども、パッケージ契約もございますので、実際に「NHKワールド・プレミアム」を視聴されている世帯数というわけではございません。

今回の実施基準の変更により新たに開始しようとしているのは、右下の赤枠 囲みの部分でございまして、こちらも任意業務といたしまして、外国の動画配 信事業者経由でインターネットにより提供しようというものでございます。近 年のメディア環境の変化を受けまして、諸外国でもインターネット動画配信を 行う事業者が増加しているという状況を踏まえて、外国の邦人が受ける視聴機 会を維持、拡大するために実施したいというものでございます。

6ページ目を御覧ください。こちらからは、実施基準の変更内容について順 次御説明します。

まずは、業務内容を定めた実施基準第29条でございます。今回の「NHKワールド・プレミアム」の外国の配信事業者への提供を3号受信料財源業務として実施するものでございます。3号受信料財源業務とは、放送法第20条第2項第3号に規定されております、いわゆるBtoBtoCの業務のうち、専ら受信料を財源として行うものでございます。現行の実施基準第29条第1項第2号に、協会国際衛星放送の放送番組等が規定されてございますけれども、このうち邦人向けの部分を第3号に切り出した上で、さらに「これと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等」という部分を追加する改正となってございます。

前者の邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等は、24時間編成のうち、ニュース中心で若干の娯楽番組を含んだ約5時間分の番組でございます。後者の今回追加するものは、ドラマやスポーツ番組等の約19時間分の番組でございます。現在、外国の放送事業者経由で提供されているものは24時間分ということでございまして、これと同じ番組を視聴可能とするため、今回の変更で後者の19時間分も追加をしようということでございます。

なお、3号受信料財源業務のこれまでの実績としましては、災害等の緊急時 に係る情報提供が、国内の地震関係のニュースで数件ある程度でございまして、 かかった費用としてはゼロ円ということでございます。

また、現行実施基準の第2号の国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供実績はなく、今回の実施基準の変更が認可された場合、初めて「NHKワールド・プレミアム」の外国動画配信事業者への提供が実施されることとなります。

続きまして、7ページ目を御覧ください。変更内容の2点目でございます。 これまで3号受信料財源業務では、提供先の配信事業者が利用者に対価を求め ないことを提供の条件としていますけれども、有料で提供したい配信事業者も 想定される中で、無料での配信を条件といたしますと、配信事業者が限定され てしまうということで、本業務については、有料での提供もできるようにする というものでございまして、これが第31条第2項の変更です。

また、本業務の財源が受信料であることを踏まえ、日本国内の受信料負担者 との公平性の観点から、有料サービスでの提供の場合には、提供先事業者に一 定の負担を求める規定を第31条第1項で設けるものでございます。

続いて、8ページ目を御覧ください。3号受信料財源業務の費用条件は、現行の実施基準で規定されている年額1億円から変更ございません。これは、NHKにおいて本業務の開始当初に見込まれる事業規模を仮定して、改めて算定

したところ、年額1億円を超えない見込みとなったためでございます。

9ページ目を御覧ください。最後の変更点でございます。実施基準の変更が認可された場合、その施行期日を令和5年4月1日とするのが附則第1条でございます。また、本業務には関係ない変更ではございますけれども、地上テレビ放送の常時同時配信、NHKプラスの段階的実施を定めていた附則の第2条、こちらは、令和4年4月1日よりNHKプラスの段階的実施が終わり、原則として総合テレビとEテレで放送している番組の全てを提供することとなりまして、この附則の規定がその役割を終えたことから、今回の変更の機会を捉えて廃止するものということでございます。

10ページ目を御覧ください。9ページ目までで御説明したNHKの変更申請内容について、総務省で審査した結果についてまとめてございます。表の左側に放送法第20条第11項各号等に規定されております認可要件を記載し、右側に審査結果を記載しております。

まず、第1号のNHKの目的達成に資するものであることにつきましては、本業務は、近年のメディア環境の変化を受けまして、外国の邦人による視聴機会を拡大するために行うものであり、放送を補完してその効果・効用を高めるというインターネット活用業務の基本原則に合致するものと認められるとしてございます。

次に、第2号の業務の種類、内容及び実施方法が適切かつ明確に定められていることにつきましては、本業務を3号受信料財源業務として実施する点につきまして、外国の邦人等における視聴機会を維持・拡充することを目的としていることを踏まえると、受信料の使途として放送法の趣旨を逸脱したものではなく、適正と認められるとし、また、有料サービスでの提供を可能とする点につきましては、提供先の配信事業者のサービスを無料サービスに限定すると、提供可能な事業者数が十分に見込めず、外国の邦人が日本の番組を視聴できる

環境の維持・拡充が困難となるおそれがあることを考慮したものであることを 踏まえると、適正と認められるとしております。

次に、第3号の業務の種類、内容及び実施方法が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものではないことという要件は、NHKの国内テレビジョン放送を視聴できることと同等又はこれに準ずるものとなっている場合に、テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスが視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれが生じるという趣旨の要件でございますけれども、こちらにつきましては、本業務は受信料支払いの対象ではない外国の邦人における協会の放送番組の視聴について、近年のメディア環境の変化を受け、外国の邦人における視聴機会を拡大するため、外国の放送事業者のみならず、外国の動画配信事業者にも提供するものであり、引き続き適切と認められるとしてございます。

なお、財源が受信料であることを踏まえまして、提供先の配信事業者が有料 サービスで提供する場合には、当該配信事業者に対価を求めるという変更内容 になってございます。

11ページ目を御覧ください。認可要件が続きます。

第4号の業務の実施に過大な費用を要するものでないことにつきましては、 先ほど御説明したとおり、3号受信料財源業務の費用条件を現行の年額1億円 から変更しないこととされておりまして、引き続き、適切なものと認められる としてございます。

以降の第5号及び第6号は、BtoCの2号業務に関するものでありまして、 今回の3号受信料財源業務とは関係のないものでございます。

また、最後の実施基準の記載事項が適正かつ明確に定められていることにつきましては、こちらの放送法第20条第10項に規定されている実施基準の記

載事項がきちんと定められているかというものでございまして、こちらは適正 というふうにしてございます。

続いて、12ページ目を御覧ください。以上の審査結果を踏まえまして、総 務省としては、認可条件を付した上で認可をしたいと考えてございます。

具体的な認可条件は、「変更後の実施基準第29条第1項第3号に定めるところにより行われる業務は、3号受信料財源業務として、有料サービスを提供する外国の動画配信事業者に対しては、対価を求めつつ放送番組を提供するものであるところ、その実施においては、実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分に配意すること。」というものでございます。

この実施基準第4条に定めるインターネット活用業務の実施に当たっての基本原則というのは、この資料の下に記載しているものでございまして、インターネット活用業務は、協会、NHKが行う放送を補完してその効果・効用を高めることですとか、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等ということでございます。

次、13ページ目を御覧ください。以上、御説明した総務省の審査結果及び認可の方針につきまして、「総務省の考え方」として11月12日から12月6日まで意見募集を行いました。その結果、放送事業者2件、及び個人9件の計11件の御意見が寄せられました。

主な御意見を紹介いたします。13ページ目の真ん中、テレビユー山形の御意見でございますけれども、財源が受信料である以上、今回の「NHKワールド・プレミアム」の視聴機会の拡大を実施するに当たり、その意義や、今回の新たなサービスの必要性を、視聴者・国民に対して丁寧に説明をし、理解を得る努力を行うべきというものでございます。

総務省の意見に対する考え方としては、「NHKワールド・プレミアム」を補

完するものとして実施されるものであり、その意義・必要性はあるものと考えます。協会においては、本業務の意義や必要性について、視聴者・国民に対して、引き続き丁寧に説明していただきたいと考えますとしてございます。

また、その下、4点目のテレビ大分は、総務省の考え方に賛同する。公共放送として「安全・安心を支える」「あまねく伝える」というNHKの方針には理解を示す。「NHKらしさ」を掲げている姿勢を評価する。ただし、3号受信料財源業務として実施することには懸念する部分もある。なし崩しにならないように要望するという御意見でございます。

こちらの意見に対する考え方では、賛同の御意見として賜ります。また、受信料を財源としたインターネット活用業務のなし崩し的な拡大への懸念については、今後の放送行政に対する御意見として賜りますとしてございます。

続く14ページ目、こちらの1つ目は、3号対象事業者に対価を求めて提供する場合においては、あくまでも収支相償を原則としつつ、利益については、受信料引下げなどの財源にするなど、具体的条件をつけ加えてもよいと考えるという御意見でございまして、意見に対する考え方としましては、インターネット活用業務の実施に当たっての基本原則から逸脱することのないよう、十分配意することが必要と考え、その旨を認可の条件とすることとしていますとしてございます。

これ以降は参考資料ですので、説明は割愛させていただきます。御説明は以上でございます。御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○日比野会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見等、よろしくお願いいたします。 お願いします。

○笹瀬代理 笹瀬です。1点、お伺いしてよろしいでしょうか。今回、インターネットを使って配信をするということで、外国にいらっしゃる日本人の方に

関しては、非常に利便性が上がると思いますが、これまでCATVや衛星で同じサービスを受けている外国の邦人の方と比べて、利用料は大きく変わらないという理解でよろしいでしょうか。

○後白外資規制審査官 御質問ありがとうございます。

この動画配信事業者経由で提供した場合の視聴料金という御質問と理解しましたけれども、こちらについては、NHKとして、実施基準の変更の認可が下りた後に、具体的に事業者のほうと調整していくということになろうかと考えてございまして、現段階でどういう水準になるかというところは、大変申し訳ございませんけれども、明確なことは申し上げられないという状況でございます。お答えになっていますでしょうか。

- ○笹瀬代理 外国の邦人の方から見た場合に、CATVで受けた場合とインターネットで受けた場合で、利用料が大きく異なることはないように交渉されるとは思いますが、現段階では未定とのことでしょうか。
- ○後白外資規制審査官 それは、正確に申し上げると分からないということではございますけれども、当然、邦人の視聴機会の維持・拡充ということでございますので、NHKにおいては、比べて高くなるというようなことはなく、利便性を感じていただける水準になるよう交渉のほうを進められるんだろうというふうには思ってございます。
- ○笹瀬代理 分かりました。

もう1点お聞きしてよろしいでしょうか。この外国の配信事業者がインターネットで配信されるのは、これまではCATVとか衛星で受けられないような地域に住んでおられる邦人の方に対するサービスという理解でよろしいでしょうか。それとも、どちらでも受けられる可能性もあると理解してよろしいでしょうか。

○後白外資規制審査官 それも今後の交渉次第でございますけれども、どちら

の可能性もあるというふうに思ってございます。CATVとか、その放送で受けるということも選択肢でございますけれども、その追加の選択肢として動画配信事業者、今、伸びておりますので、選択肢として新たに増えるといった地域も出てくるのではないかというふうに思ってございます。

- ○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございます。
- ○日比野会長 よろしいでしょうか。

それでは、長田委員はいかがでございましょうか。

- ○長田委員 長田です。私自身は、今回の申請は歓迎しております。海外にいらっしゃる邦人の皆さんがインターネットを介することで、CATVとかもちゃんとできるところもあるかもしれませんけれども、なかなかうまくいかなかったりすることもあるようですので、そういう意味では、インターネットということで、見ることが非常に容易になるのではないかなというふうに思っておりますので、これは歓迎したいと思っています。
- ○日比野会長 ありがとうございます。 それでは、林委員はいかがでしょうか。
- ○林委員 ありがとうございます。
- 一点、質問およびコメントをさせていただけますと幸いです。私のように、現在、在外邦人となっている受信契約者の場合には、NHKの番組のネット経由での視聴拡大は非常に重要であると日々感じているところでございます。その意味で今回の改正はたいへん結構なことかと存じますが、一点お尋ねしたいのは、そもそも現在は、インターネット活用業務自体が任意業務のため、一部の番組の配信権が国際については取得できないような状況がもしかしたら生まれているのではないかと存じますが、いかがでしょうか。もしこの点、直ちにお答えするのが難しい場合には、協会に確認していただけると助かります。

次はコメントですが、私のような在外邦人の受信契約者は、「NHK WOR

LD-JAPAN HP」を通じて提供される番組は現在非常に重宝しているのですが、これも本来業務化することにより、公正競争の懸念等にも配慮しながら、一定の限定を付した上で、海外在住の受信契約者の公共放送を視聴しうる便益に一定の配慮を行うということも、今後検討すべきではないかと存じます。これは意見です。どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

- ○日比野会長 後白審査官、今の林先生の御質問とコメントについて何かございますでしょうか。
- ○後白外資規制審査官 ありがとうございます。

1点目の配信権の御質問がありましたけれども、すみません、ここは確たる ことを今、申し上げることはなかなか難しいので、ちょっと確認して、別途、 御説明できればというふうに思ってございます。

あと、2点目はコメントということではございましたけども、まさにこちらのネット活用業務の本来業務化の是非も含めまして、今まさに林先生にも御参加いただいていますけども、公共放送ワーキンググループのほうで議論されていくものだというふうに認識してございます。

以上でございます。

- ○日比野会長 林委員、よろしいでしょうか。
- ○林委員 よく分かりました。ちょっとお手数おかけしますけれども、1点目 の質問につきましてはよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
- ○日比野会長 ありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

- ○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。改正内容には賛成しております。
- 1点質問させていただければと思います。審査基準概要の中で、利用者の利益を不当に害するものではないこと、などが審査基準に入っております。外国

の配信事業者はこれらを遵守する必要があると思うんですが、今回の改正をした後で、外国事業会社との交渉結果というものをまた審議会で審査して、認可を改めて行うということになるのでしょうか。この点、分からないので御質問させていただければと思いました。

○後白外資規制審査官 ありがとうございます。

今おっしゃったのは、資料で言うところの11ページの表で、4つある中の2つ目、3つ目の話かというふうに存じます。実は、この審査基準上は2号業務のみと書いてございますとおり、いわゆるBtoC、NHKから直接、一般視聴者の方に提供するサービス、NHKプラスとか、そういったものに関わる基準でございまして、今回の3号業務、BtoBtoCですけれども、こちらには直接適用はございません。ただ、先生おっしゃったとおり、今後の配信事業者とのやり取りの中で、こういった関係することの確認は当然されるんだろうなというふうには思ってございまして、総務省としても、認可している立場なので、NHKさんからその後の取組状況については、適宜ヒアリングなりしていきたいというふうに思ってございます。

- ○矢嶋委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○日比野会長 よろしいですか。

日比野ですけれども、外国の邦人における視聴機会拡大に資するということで、また、実施に要する費用も1億円を超えない範囲から変更なしということですので、異論は特段ございません。

ただ、やや例外的な位置づけの業務であると思いますので、今後の契約動向、 配信実績とか収支等、この辺りをしっかりとフォローして評価をしていってい ただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○後白外資規制審査官 ありがとうございます。承知いたしました。

○日比野会長 その他、追加の御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、諮問第30号は、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行います。ありがとうございました。

- ○後白外資規制審査官 ありがとうございました。
- ○日比野会長 以上で情報流通行政局の議事を終了いたします。情報流通行政 局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

### 閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。答申書につきま しては、所定の手続によって事務局から総務大臣宛て提出をしてください。

次回の開催は、令和5年1月18日水曜日、15時からを予定しております。 なお、私は12月24日をもちまして任期満了となります。したがいまして、 審議会への出席は本日が最後となる見込みでございますので、一言御挨拶をさ せていただければと思います。

委員就任以前は、電波監理審議会の何たるかも存じ上げない中、今から3年前の2019年12月に、当時の高市総務大臣から委員就任の辞令交付を受けました。そんな私が、それ以降の3年間、とりわけ昨年3月の会長就任以降の2年弱ですけれども、何とかつつがなく任を全うできたのは、ひとえに電監審の事務局の皆様、それから委員の先生方の御協力、サポートのたまものでございまして、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

この3年間を振り返りますと、忘れがたいのは、会長就任以降、総務省幹部 会食や東北新社の外資規制違反問題など、世間の耳目を集める事案が相次ぎま して、電監審としての対応も迫られたことであります。昭和29年以来、67 年ぶりの大臣勧告、これはこの3年間で間違いなく最大のエネルギーを費やした案件でございました。衛星基幹放送業務の認定に関する外資規制の審査体制の強化、及び電監審審議に必要な情報提供に係る総務大臣への勧告でございます。

特に林委員には、昨年のゴールデンウイークを挟んで、1か月以上にわたって大変な作業、それから議論をリードしていただいて、その責任感、正義感、献身には頭が下がります。

それから、対国会、メディア対応、これが極めて難しい状況下、然るべき大臣勧告と、情報流通行政局長宛ての要望という形での決着を見ることができたのは、当時の竹内総合通信基盤局長や、吉田総務課長、藤田審理官の全面的な協力があってこそだと思っています。電監審の軽重も問われかねない事案だったと思いますけれども、しっかりと向き合って、その後の放送法の改正にもつなげていけたことは、電監審の存在意義を示す観点からも非常に意義があったと思っております。

吉田正彦総務課長は、この事案対応のさなかに体調を崩されまして緊急入院、 当時の藤田審理官が急遽登板されたりして、慌ただしい中でしたけども、1か 月余りに交わされましたおびただしいやり取りは、今となっては大変懐かしい 思い出でございます。ただ、本件での御苦労は無関係というように聞いており ますけれども、一貫して深く関わっていただいた吉田総務課長が、今年逝去さ れましたことは、残念極まりなく、寂しさを拭えないところでございます。

振り返りはこの程度にいたしまして、今後の電波放送行政、それから電監審 への期待で締め括りたいと思います。

今年6月に公布されました新しい電波法・放送法の下、電監審の機能はさらに強化されました。社会経済における電波・放送の重要性は、文字どおり日増 しに高まっています。そういった中、電波の公平で効率的活用を促進する上で、 電監審の果たすべき役割、責任は一段と大きなものになっております。総務省の関係者の皆様、それから、最後の番人、守護神としての電監審を構成する委員の皆様の御活躍を心から祈念して、離任の御挨拶とさせていただきます。3年間、本当にありがとうございました。

- ○長田委員 ありがとうございます。
- ○矢嶋委員 これまでどうもありがとうございました。
- ○笹瀬代理 日比野会長、どうもありがとうございました。助かりました。
- ○林委員 どうもありがとうございました。
- 〇日比野会長 それでは、本日の審議会を閉会といたします。ありがとうございました。